

地方文化芸術振興費補助金（文化部活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援））交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、将来にわたり子供たちが文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的として、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）の文化部活動の地域展開等と地域文化芸術の一体的な整備に向け、休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援（以下「補助事業」という。）を実施する市町村に対し、予算の範囲内において文化部活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援）に係る地方文化芸術振興費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。また、事業の実施に当たっては、子供たちの文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支えることで、豊かで幅広い活動機会を保障するとともに、公教育の再生等の観点を踏まえ、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ることなどについても考慮する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（対象事業）

第2条 補助の対象は、市町村（さいたま市を除く。以下「補助事業者」という。）が行う補助事業とする。

（対象経費等）

第3条 埼玉県知事（以下知事という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業の内容、補助対象経費、補助金の額及び補助率は別記に掲げるとおりとする。

（交付申請書の様式及び提出）

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は別紙様式1のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、県が定める日とする。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、別紙様式2のとおりとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に別紙様式3による交付申請取り下げ書を知事に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ別紙様式4による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的を変えないで、交付決定額に影響を及ぼさない軽微な変更の場合は、この限りではない。

2 知事は前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに別紙様式5による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに別紙様式6による事業遅延届を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第11条 知事は必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行及び支出状況について報告を求め、又はその状況を調査することができる。

2 補助事業者は、前項の要求があったときは、速やかに別紙様式7による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第 12 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了後 15 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに別紙様式 8 による実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せずに県の会計年度が終了した場合）には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添えて、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の 4 月 10 日までに、実績報告書を提出しなければならない。
- 3 前 2 項の場合において、実績報告書の提出期限について知事の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(補助金の額の確定等)

- 第 13 条 知事は、前条第 1 項の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第 8 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙様式 9 による額の確定通知書を補助事業者へ通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第 14 条 補助金の支払は、原則として前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは別紙様式 10 による補助金支払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

- 第 15 条 知事は、第 9 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 5 条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、適正化法、施行令若しくはこの要綱又はこれに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95% の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
 - 3 知事は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより、得た収入の全部または一部について補助事業者が納付があつた場合は、その納付額について国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

- 第17条 取得財産等のうち補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条第4号の規定により、文部科学大臣（以下「大臣」という。）が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組 50 万円以上の機械及び重要な器具とする。
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、別紙様式 11 による財産処分申請書を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
 - 4 補助事業者は、間接補助事業者から財産処分の承認の申請を受けたときは、前項に規定する財産処分申請書を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければな

らない。

5 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の承認をする場合にそれぞれ準用する。

(補助金の経理)

第18条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業を中止又は廃止した日あるいは完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別紙様式12による調書を作成しておかなければならない。

(間接補助事業)

第20条 市町村は、第1条の補助事業を間接補助事業として実施する団体等に補助金を交付するときは、第6条から第19条まで(第13条第1項及び第14条を除く。)に掲げる条件を付さなければならない。

(事業成果の普及・啓発及び指導・助言等)

第21条 補助事業者は、事業成果の普及・啓発について、知事に協力するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは、補助事業者の取組内容に対し、指導・助言等を行うことができる。

(その他)

第22条 前条までに定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる要綱は廃止する。

「文化部活動指導員活用事業補助金交付要綱（平成31年4月1日適用）」

3 2による廃止前の交付要綱に基づき交付を決定した事業については、なお従前の例による。

別記（第 3 条関係）

休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援

1. 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（さいたま市を除き、市町村の一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。また、本事業（中学校における部活動指導員の配置支援を除く）を行うことが適当と認められる団体に委託して行うことができる。

2. 事業の内容

（i）休日の地域クラブ活動費等の支援

市町村において、休日の地域クラブ活動の実施に要する経費について支援を実施する。

支援の対象は、当該市町村が認定した「認定地域クラブ活動（文部科学省が令和 7 年 12 月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」において示された認定要件等に基づき認定したものをいう。以下同じ。）」とする。ただし、市町村が自ら地域クラブ活動を運営し、認定したものとみなされる場合及び認定制度の経過措置により認定を受けたものとみなされる場合を含むものとする。

（ii）地方公共団体の体制整備等

市町村において、文化部活動の地域展開等に向けた推進体制の整備等を実施する。

（iii）平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応

市町村において、平日の文化部活動の地域展開等について、実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、実証事業を実施する。

（iv）中学校における部活動指導員の配置支援

公立の中学校の設置者が、教師に代わり部活動の指導を行う部活動指導員を配置するために要する経費について支援を実施する。

支援の対象は、次に掲げる全ての事項を満たしているものとする。

- ① 実施主体である中学校の設置者が設置する中学校の全ての文化部活動において、ガイドライン（活動時間：週当たり 11 時間程度（平日 2 時間、休日 3 時間）、休養日：週 2 日以上、部活動指導員に対する研修など）を遵守していること。
- ② 部活動指導員を配置する学校の設置者が設置する全ての学校において、教師の在校等時間の客観的な把握を行っていること。

3. 補助対象経費

- (1) 県は、上記1及び2に掲げる要件を満たす事業に対して補助するものとする。
- (2) 本事業に係る補助対象経費及び事業費を積算する際（事業を委託して実施する場合も含む。）の補助対象経費は、以下のとおりとし、各市町村の実状に応じて必要な事業費を計上することとする。

(i) 休日の地域クラブ活動費等の支援

休日の地域クラブ活動の実施に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、委託費、補助金）

(ii) 地方公共団体の体制整備等

地方公共団体の体制整備等の実施に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、雑役務費、委託費）

(iii) 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応

平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、委託費、補助金）

(iv) 中学校における部活動指導員の配置支援

中学校における部活動指導員の配置に要する経費のうち、次の経費。なお、ガイドラインで示す部活動改革の基本的な考え方等を踏まえ、平日における部活動指導員の配置の取組を対象としつつ、①または②の場合に限り、休日の配置の取組も対象とする。

① 地域展開に至る前段階として部活動指導員の配置を行うもので、改革実行期間終了時までには計画的に地域展開に繋げていく取組

② 中山間地域や離島をはじめ特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合の取組

【経費】

- ・ 報酬（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。）
- ・ 期末手当・勤勉手当（ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。）
- ・ 交通費（ただし、人材バンクを立ち上げている又は立ち上げ計画を作成している学校設置者で、身近な地域での人材確保が困難であり、広域での人材の発掘等を行わざるを得ない状況における人材確保を支援する手立てとして、公共交通が不十分な地域で、当該地域では、自家用車通勤が不可欠など車での通勤がやむを得ない場合に限る。）

4. 補助金の額

(i) 休日の地域クラブ活動費等の支援、(ii) 地方公共団体の体制整備等及び(iv) 中学校における部活動指導員の配置支援

各市町村が実施する当該補助事業の実施に要する補助対象経費の2/3 以内の額(千

円未満切捨て)とする。

(iii) 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応

各市町村が実施する当該補助事業の実施に要する補助対象経費（千円未満切捨て）とする。

別紙様式1(様式はA4型とする。)
「第4条関係」

号

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

代表者職名

年度地方文化芸術振興費補助金（文化庁活動の地域展開等推進事業
（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も
含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における
部活動指導員の配置支援））

交付申請書（案）

このことについて、地方文化芸術振興費補助金を交付されるよう、下記の書類を添えて申請します。

交付申請額

金

0

円

記

1. 事業計画書

別紙のとおり

2. 収支予算書

別紙のとおり

担当課係名

担当者名

1. 事業計画書

(単位：円)

事業名	補助事業に 要する経費 (総経費)	補助対象 経費	国庫補助 希望額	備考
総計	0	0	0	
地方文化芸術振 興費補助金（文 化部活動の地域 展開等推進事業 （休日の地域ク ラブ活動費等の 支援、地方公共 団体の体制整備 等、平日も含め た地域展開等の 加速化のための 重点課題への対 応及び中学校に おける部活動指 導員の配置支 援））	休日の地域クラブ活動費等の 支援	0	0	
	地方公共団体の体制整備等	0	0	
	平日も含めた地域展開等の加 速化のための重点地域への対 応	0	0	
	中学校における部活動指導員 の配置支援	0	0	

※国庫補助希望額は、1,000円未満を切り捨てて記入すること。

【実施予定内容、経費内訳】

- ①休日の地域クラブ活動費等の支援
- 別添 1－1、1－2 のとおり
- ②地方公共団体の体制整備等
- 別添 2－1、2－2 のとおり
- ③平日も含めた地域展開等の加速化のための重点地域への対応
- 別添 3－1、3－2 のとおり
- ④中学校における部活動指導員の配置支援
- 別添 4 のとおり

担当課係名

担当者名

①休日の地域クラブ活動費等の支援

破題後、○をつけてください⇒

以下に記載の地域クラブ活動は全て認定地域クラブ活動(都道府県、指定都市又は市区町村が自ら地域クラブ活動を運営し、認定したものとみなされる場合及び認定制度の経過措置により認定を受けたものとみなされる場合を含む)である。

①山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合

①のほか、当該補助事業を実施する必要があるとスポーツ庁長官、文化庁長官が認める場合

※1「認定地域クラブ活動」には、都道府県・指定都市・市区町村が自ら地域クラブ活動を運営し、認定したものとみなされる場合及び認定制度の経過措置により認定を受けたものとみなされる場合を含む。

[illegible]

確認後、○をつけてください⇒

以下に記載の地域クラブ活動は全て認定地域クラブ活動(都道府県、指定都市又は市区町村が自ら地域クラブ活動を運営し、認定したものとみなされる場合及び認定制度の経過措置により認定を受けたものとみなされる場合を含む)である。

①山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合

【間接補助】

※「認定地域クラブ活動」には、都道府県・指定都市・市区町村が自ら地域クラブ活動を運営し、認定したもののみなされる場合及び認定制度の経過措置により認定を受けたものとみなされる場合を含む。

[illegible]

確認後、○をつけてください⇒

以下に記載の地域クラブ活動は全て認定地域クラブ活動(都道府県、指定都市又は市区町村が自ら地域クラブ活動を運営し、認定したものとみなされる場合及び認定制度の経過措置により認定を受けたものとみなされる場合を含む)である。

①山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合

①のほか、当該補助事業を実施する必要があるとスポーツ庁長官、文化庁長官が認める場合

※1「認定地域クラブ活動」には、都道府県・指定都市・市区町村が自ら地域クラブ活動を運営し、認定したものとみなされる場合及び認定制度の経過措置により認定を受けたものとみなされる場合を含む。

※1「認定地域クラブ活動」には、都道府県・市区町村が自ら地域クラブ活動を運営し、認定したものとみなされる場合及び認定年度の経費削減により認定を受けずともとみなされる場合を含む。																	
No.	地方公共団体 コード	市区町村名	認定地域 クラブ 活動の 整理番号	認定地域クラブ活動の属性	認定地域クラブ活動 の名称 ※1	合計	合計	合計	合計	指導者 配置人数 (人)	1か月 当たりの 休日の 活動回数 (回)	事業実施 月数 (月)	年間平均 参加生徒 数 (人)	補助単価 設定用 指導者人 数	① A-B (円)	② 補助単価 (円)	合計
						0	0	0	0								A*: 休日の地域クラブ活動の実施に 要する経費 A+A* (円) ※補助事業に要する経費(総経費)
169																	
170																	
171																	
172																	
173																	
174																	
175																	
176																	
177																	
178																	
179																	
180																	
181																	
182																	
183																	
184																	
185																	
186																	
187																	
188																	
189																	
190																	
191																	
192																	
193																	
194																	
195																	
196																	
197																	
198																	
199																	
200																	
201																	
202																	
203																	
204																	
205																	
206																	
207																	
208																	
209																	
210																	
211																	
212																	
213																	
214																	
215																	
216																	
217																	
218																	
219																	
220																	
221																	
222																	
223																	
224																	
225																	
226																	
227																	
228																	
229																	
230																	
231																	
232																	
233																	
234																	
235																	
236																	
237																	
238																	
239																	
240																	
241																	
242																	
243																	

【間接補助】

(単位:円)

支出 費目	区分	休日の地域クラブ活動の実施に要する経費 (※補助対象外経費に要する経費は(括弧書き))	休日の地域クラブ活動の実施に要する経費(補助対象外経費を除く)										補助対象外経費		
			積算内訳										金額	積算内訳	
			通し番号	内容	単価	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位		
人件費		0	0	1											
			0	2											
			0	3											
			0	4											
			0	5											
			0	6											
			0	7											
			0	8											
			0	9											
			0	10											
諸謝金		0	0	1											
			0	2											
			0	3											
			0	4											
			0	5											
			0	6	</										

②地方公共団体の体制整備等

【間接補助】

1	地域クラブ活動等の実施状況	
	実施する地域クラブ活動数	
	その他、試行的な地域クラブ活動の実施や体験会の開催などを含めた子供たちを対象にした活動等	

2	コーディネーターの配置		
	業務予定内容	配置人数	
		総括 コーディネーター	総括 コーディネーター以外

3	人材バンクの設置・運用 ※		
	取組予定内容	登録目標人数	地域クラブ 活動への 配置目標

4	指導者研修の開催		
	研修予定内容(対象者、研修内容等)	実施回数	参加人数

5	移動手段の確保		
	取組予定内容	対象地域 クラブ活動数	運行回数

6	ポータルサイト等の開設・運用 ※	
	取組予定内容	

7	その他	
	予定内容	

※ 運動部と文化部で個別に設置、開設、運用することを想定していませんので、経費計上はスポーツ庁の地方スポーツ振興費補助金(運動部活動の地域展開等推進事業)にて一体的に計上してください。

【間接補助】

(単位:円)

区分 費目	補助事業に 要する経費 (総経費)	補助対象経費								補助対象外経費		
		通し 番号	内容	単価	数量	単位	数量	単位	数量	単位	金額	積算内訳
人件費	0	0	1			×	×	×	×	×	0	
			2			×	×	×	×	×	0	
			3			×	×	×	×	×	0	
			4			×	×	×	×	×	0	
			5			×	×	×	×	×	0	
			6			×	×	×	×	×	0	
			7			×	×	×	×	×	0	
			8			×	×	×	×	×	0	
			9			×	×	×	×	×	0	
			10			×	×	×	×	×	0	
請謝金	0	0	1			×	×	×	×	×	0	
			2			×	×	×	×	×	0	
			3			×	×	×	×	×	0	
			4			×	×	×	×	×	0	
			5			×	×	×	×	×	0	
			6			×	×	×	×	×	0	
			7			×	×	×	×	×	0	
			8			×	×	×	×	×	0	
			9			×	×	×	×	×	0	
			10			×	×	×	×	×	0	
旅費	0	0	1			×	×	×	×	×	0	
			2			×	×	×	×	×	0	
			3			×	×	×	×	×	0	
			4			×	×	×	×	×	0	
			5			×	×	×	×	×	0	
			6			×	×	×	×	×	0	
			7			×	×	×	×	×	0	
			8			×	×	×	×	×	0	
			9			×	×	×	×	×	0	
			10			×	×	×	×	×	0	
通信運搬費	0	0	1			×	×	×	×	×	0	
			2			×	×	×	×	×	0	
			3			×	×	×	×	×	0	
			4			×	×	×	×	×	0	
			5			×	×	×	×	×	0	
			6			×	×	×	×	×	0	
			7			×	×	×	×	×	0	
			8			×	×	×	×	×	0	
			9			×	×	×	×	×	0	
			10			×	×	×	×	×	0	
印刷製本費	0	0	1			×	×	×	×	×	0	
			2			×	×	×	×	×	0	
			3			×	×	×	×	×	0	
			4			×	×	×	×	×	0	
			5			×	×	×	×	×	0	
			6			×	×	×	×	×	0	
			7			×	×	×	×	×	0	
			8			×	×	×	×	×	0	
			9			×	×	×	×	×	0	
			10			×	×	×	×	×	0	
会議費	0	0	1			×	×	×	×	×	0	
			2			×	×	×	×	×	0	
			3			×	×	×	×	×	0	
			4			×	×	×	×	×	0	
			5			×	×	×	×	×	0	
			6			×	×	×	×	×	0	
			7			×	×	×	×	×	0	
			8			×	×	×	×	×	0	
			9			×	×	×	×	×	0	
			10			×	×	×	×	×	0	
備品費	0	0	1			×	×	×	×	×	0	
			2			×	×	×	×	×	0	
			3			×	×	×	×	×	0	
			4			×	×	×	×	×	0	
			5			×	×	×	×	×	0	
			6			×	×	×	×	×	0	
			7			×	×	×	×	×	0	
			8			×	×	×	×	×	0	
			9			×	×	×	×	×	0	
			10			×	×	×	×	×	0	
消耗品費	0	0	1			×	×	×	×	×	0	
			2			×	×	×	×	×	0	
			3			×	×	×	×	×	0	
			4			×	×	×	×	×	0	
			5			×	×	×	×	×	0	
			6			×	×	×	×	×	0	
			7			×	×	×	×	×	0	
			8			×	×	×	×	×	0	
			9			×	×	×	×	×	0	
			10			×	×	×	×	×	0	
借料及び燃料	0	0	1			×	×	×	×	×	0	
			2			×	×	×	×	×	0	
			3			×	×	×	×	×	0	
			4			×	×	×	×	×	0	
			5			×	×	×	×	×	0	
			6			×	×	×	×	×	0	
			7			×	×	×	×	×	0	
			8			×	×	×	×	×	0	
			9			×	×	×	×	×	0	
			10			×	×	×	×	×	0	
雑役務費	0	0	1			×	×	×	×	×	0	
			2			×	×	×	×	×	0	
			3			×	×	×	×	×	0	
			4			×	×	×	×	×	0	
			5			×	×	×	×	×	0	
			6			×	×	×	×	×	0	
			7			×	×	×	×	×	0	
			8			×	×	×	×	×	0	
			9			×	×	×	×	×	0	
			10			×	×	×	×	×	0	
委託費	0	0	1			×	×	×	×	×	0	
			2			×	×	×	×	×	0	
			3			×	×	×	×	×	0	
			4			×	×	×	×	×	0	
			5			×	×	×	×	×	0	
			6			×	×	×	×	×	0	
			7			×	×	×	×	×	0	
			8			×	×	×	×	×	0	
			9			×	×	×	×	×	0	
			10			×	×	×	×	×	0	
合計	0	0								0		

③平日も含めた地域展開等の加速化のための重点地域への対応

【間接補助】

主な重点課題		
NO.	課題名	取組の有無
1	多様な兼職兼業のモデル形成	
2	文化芸術活動にかかる機材の確保、運搬（吹奏楽、管弦楽、伝統芸能等）	
3	地元大学等との連携による指導・運営体制の整備	
4	学校施設の有効活用（指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む）	
5	平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保	
6	民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築	
7	障害のある生徒の文化芸術活動の推進及びインクルーシブな活動環境の確保	
8	多様なニーズに応じた大会の開催、教師に頼らない持続可能な大会運営体制の整備	
9	ICT活用による地域クラブ活動の運営業務の効率化	
10	暴力・暴言等の不適切行為等に係る相談窓口の開設及び対応体制の構築	
11	指導者の資質向上のための公認資格の取得促進や育成プログラムの構築	
12	多様目・多世代など地域クラブ活動における新たな価値の創出	

各自治体で設定する重点課題		
NO.	課題名	取組の有無
1		
2		
3		
4		
5		

【間接補助】

(單位:円)

区分 費目	補助事業に 係る経費 （総経費）		補助対象経費								補助対象外経費	
			品目 番号	内容	単価		数量		単位		金額	積算内訳
					数量	単位	数量	単位	数量	単位		
人件費	0	0	1									
			2									
			3									
			4									
			5									
			6									
			7									
			8									
			9									
			10									
諸謝金	0	0	1									
			2									
			3									
			4									
			5									
			6									
			7									
			8									
			9									
			10									
旅費	0	0	1									
			2									
			3									
			4									
			5									
			6									
			7									
			8									
			9									
			10									
通信運搬費	0	0	1									
			2									
			3									
			4									
			5									
			6									
			7									
			8									
			9									
			10									
印刷製本費	0	0	1									
			2									
			3									
			4									
			5									
			6									
			7									
			8									
			9									
			10									
会議費	0	0	1									
			2									
			3									
			4									
			5									
			6									
			7									
			8									
			9									
			10									
商品費	0	0	1									
			2									
			3									
			4									
			5									
			6									
			7									
			8									
			9									
			10									
消耗品費	0	0	1									
			2									
			3									
			4									
			5									
			6									
			7									
			8									
			9									
			10									
保険料	0	0	1									
			2									
			3									
			4									
			5									
			6									
			7									
			8									
			9									
			10									
借料及び損料	0	0	1									
			2									
			3									
			4									
			5									
			6									
			7									
			8									
			9									
			10									
雑役務費	0	0	1									
			2									
			3									
			4									
			5									
			6									
			7									
			8									
			9									
			10									
委託費	0	0	1									
			2									
			3									
			4									
			5									
			6									
			7									
			8									
			9									
			10									
補助金	0	0	1									
			2									
			3									
			4									
			5									
			6									
			7									
			8									
			9									
			10									
合計	0	0								0		

【中学校における部活動指導員の配置支援】

1. 事業計画書（間接補助事業）※用紙はA4型紙とする。

<記入上の注意点>

- (※1) 報酬の「配置人数」欄は、年間を通じた配置予定人数を記入すること。
- (※2) 報酬の「補助金単算上の報酬等時間単価」の欄には、補助上限1,600円を超える金額を記載しないこと。
- (※3) 「国庫補助希望額」は、1,000円未満を切り捨てること。当該都道府県に対して市区町村が実施する事業に要する補助対象経費の3分の1以内の額（都道府県が補助する額を上限とする。）を補助するものとし、都道府県又は指定都市が設置する中学校において本事業を実施する場合には、当該都道府県又は指定都市が実施する事業に要する補助対象経費の3分の1以内の額とする。
- (※4) 「部活動指導員について」、「支給要件の確認」、「部活動指導員の指導状況」欄については、合致する場合に所定の欄に「○」を選択すること。
- ただし、「支給要件の確認」欄において、「客観的勤務実態の把握」については、部活動指導員を配置する学校の設置者が設置する全ての学校において、客観的な在校等時間の把握（Q&A参照）が可能となっている場合に「○」を選択すること。
- 「休日の配置」欄については、「有」または「無」のいずれかを選択し、「有」の場合は、2つの選択肢のいずれかを選択すること。

No.	市区町村名	配置人数	補助対象経費										補助対象経費(合計)(円) a+b+c+d	補助事業に要する経費(総経費)(円)	(※3)のうちの都道府県補助額(円) e	(※3)国庫補助希望額(円)		
一		0	報酬	(※1)配置人数	(※2)補助金単算上の報酬等時間単価(円)	年間総時間	小計(円)	備考				報酬合計(円) a	0			0		
									0								0	
									0									
									0									
									0									
									0									
									0									
									0									
									0									
									0									
			期末手当・交通費	支給人数	基礎額算出の際の1時間当たりの単価は1,600円以下である。		小計(円)	期末手当・助給手当合計(円)b	交通費	支給人数	小計(円)	交通費合計(円)c	0					
								0				0						
成果目標																		
成果指標																		
(※4)部活動指導員について			本事業において中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む)に配置するのは、学校教育法施行規則第七十八条の二に規定する部活動指導員である。 本事業において部活動指導員として任用する人材は、義務教育費国庫負担金の対象ではない者である。									【入力内容確認欄】以下にコメントが表示されている場合、確認・修正願います。						
												・報酬・期末動労手当・交通費・合計額・補助事業に要する経費(総経費)・国庫補助希望額のいずれかが未入力または不備あり。						
												・【C列】市区町村名：未入力または不備あり。						
												・【成果目標】・【成果指標】・【部活動指導員について】・【支給要件の確認】・【部活動指導員の指導状況】・【休日の配置(有or無)】のいずれかに未入力箇所あり。						
(※4)支給要件の確認 教育委員会・学校ともに部活動ガイドラインを遵守			①活動時間、休業日の設定等			②研修の実施			③客観的勤務実態の把握			・【休日の配置(休日配置の理由)】が未入力です						
(※4)部活動指導員の指導状況			原則、単独で指導や引率を行っている。			(※4)休日の配置												

【間接補助】

支出

(単位:円)

地方公共 団体コード	市区町村名	取組項目	補助事業に 要する経費 (総経費)	補助対象 経費	都道府県補助額	国庫補助希望額	市区町村負担額
			0	0	0	0	0
		休日の地域クラブ活動費等の支援	0	0		0	0
		地方公共団体の体制整備等	0	0		0	0
		平日も含めた地域展開等の加速化のための重点地域への対応	0	0	0	0	0
		中学校における部活動指導員の配置支援	0	0	0	0	0

2. 収支予算書(様式はA4型とする。)

年度歳入歳出予算書(抜粋)

年度地方文化芸術振興費補助金(文化庁活動の地域展開等推進事業(休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援))

歳入

款	項	目	節	本 年 度 予 算 額	備 考
				円	

歳出

款	項	目	節	本 年 度 予 算 額	備 考
				円	

令和 年 月 日 提出

上記予算案を令和 年 月議会に提案することを確認します。

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

担当課係名 _____

担当者名 _____

別紙(銀行口座情報)

別紙

補助金申請者名・委託契約者名

振込先口座(注意:国庫金を取り扱っていない銀行には振込できません)

カナ口座名義

※通帳に表記されているカナ口座名義を記入

ゆうちょ銀行以外の金融機関

金融機関名		銀行	支店名		
金融機関コード ※"0"を省略せずに 必ず4桁で記入			店舗コード ※"0"を省略せずに 必ず3桁で記入		
預金種別 ※普通預金、当座預金、別段預金 のいずれかを記入			口座番号 ※必ず7桁で記入。7桁未満の 場合は、頭に"0"を付けて 7桁にすること。		

ゆうちょ銀行(通帳に表記されている記号5桁及び番号8桁を記入)

例)記号 12340ー1 → 234 の部分を記入(1桁目の1と5桁目の0は固定なので記入不要、ー1は記入不要)

番号 12345671 → 1234567 まで記入(8桁目の1は固定なので記入不要)

ゆうちょ銀行	記号	1	0
	番号	1	

国庫金振込通知書の送付先

住所 〒

注意:住所は建物名、ビル名及び部屋番号まで記載すること

(送付先名称が申請者・契約者名と異なる場合)

送付先名称を記載

(送付先が個人宅の場合)

氏名を記載

上記、銀行口座についての問い合わせ先

担当者役職名(部署名)、氏名

電話番号

メールアドレス

※ 契約書・補助金交付申請書の一部となり、容易に変更ができないので、記入漏れ・記入誤りがないかご確認のうえ、ご提出ください。

年度地方文化芸術振興費補助金（文化庁活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援））交付決定通知書

補助事業者名

年 月 日付けで申請のあった 年度地方文化芸術振興費補助金（文化庁活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援））については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 4 0 年埼玉県規則第 1 5 号）第 5 条及び第 6 条により下記のとおり交付する

年 月 日

埼玉県知事

1. この補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付けで申請のあった、文化庁活動の地域展開等推進事業とし、その内容は、申請書記載の事業計画書のとおりとする。
2. 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により、補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
3. 補助事業者は、地方文化芸術振興費補助金（文化庁活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援））交付要綱（令和 8 年 4 月 1 日決定）に従わなければならない。

（単位：円）

事業名	補助対象経費	補助金の額	年度第 次補正予算	
			年度第 次補正予算	年度当初予算
年度地方文化芸術振興費補助金（文化庁活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援））				
①休日の地域クラブ活動費等の支援				
②地方公共団体等の体制整備等				
③平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応				
④中学校における部活動指導員の配置支援				

年度地方文化芸術振興費補助金（文化庁活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援））変更交付決定通知書

補助事業者名

年 月 日付けで申請のあった 年度地方文化芸術振興費補助金（文化庁活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援））については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 4 0 年埼玉県規則第 1 5 号）第 5 条及び第 6 条により下記のとおり交付する

年 月 日

埼玉県知事

1. この補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付けで申請のあった、文化庁活動の地域展開等推進事業とし、その内容は、申請書記載の事業計画書のとおりとする。
2. 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により、補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
3. 補助事業者は、地方文化芸術振興費補助金（文化庁活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援））交付要綱（令和 8 年 4 月 1 日決定）に従わなければならない。

(単位：円)

事業名	補助対象経費		補助金の額	
	当初	変更後	当初	変更後
年度地方文化芸術振興費補助金（文化庁活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援））				
①休日の地域クラブ活動費等の支援				
②地方公共団体等の体制整備等				
③平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応				
④中学校における部活動指導員の配置支援				

別紙様式3（用紙はA4型とする。）「第6条関係」

号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

補助事業者名

年度地方文化芸術振興費補助金（文化庁活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援）に係る補助事業交付申請取り下げ書

このことについて、下記のとおり補助金交付の申請を取り下げます。

記

1 交付決定通知文書日付及び番号、事業名

2 理 由

担当課係名 _____

担当者名 _____

別紙様式4（用紙はA4型とする。）「第8条関係」

号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

住 所
補助事業者名

年度地方文化芸術振興費補助金（文化庁活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援）に係る補助事業変更承認申請書

このことについて、下記のとおり変更したいので承認してくださるよう申請します。

記

1 理 由
（事業名）

2 変更内容 別紙のとおり

担当課係名 _____

担当者名 _____

別紙

[変更内容]

事業名	変更前の経費		変更後の経費	
	補助対象経費 (単位：円)	交付決定額 (単位：円)	補助対象経費 (単位：円)	変更交付申請額 (単位：円)
計				

※関係書類として次のものを提出すること

1. 事業計画書（変更後のもの）
2. 収支予算書（変更後の額に対応するもの）

別紙様式 5（用紙は A 4 型とする。）「第 9 条関係」

号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

住 所
補助事業者名

年度地方文化芸術振興費補助金（文化部活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援）に係る補助事業中止（廃止）承認申請書

このことについて、下記のとおり補助事業を中止（廃止）したいので承認して下さるよう申請します。

記

1 交付決定通知文書日付及び番号、事業名

2 理 由

担当課係名 _____
担当者名 _____

別紙様式 6（用紙は A 4 型とする。）「第 10 条関係」

号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

住 所
補助事業者名

年度地方文化芸術振興費補助金（文化庁活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援）に係る補助事業遅延届

このことについて、下記理由により、補助事業が遅延し補助事業の遂行が困難となりましたので報告します。

記

理 由

担当課係名
担当者名

別紙様式 7（用紙は A 4 型とする。）「第 11 条関係」

号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

住 所
補助事業者名

年度地方文化芸術振興費補助金（文化庁活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援）に係る補助事業の状況報告書

このことについて、別紙のとおり報告します。

担当課係名 _____
担当者名 _____

別紙

(年 月 日現在)

事業名	国庫 補助金額 A	支出済額 B	支出未済額			備考
			A－B	$\frac{A-B}{A}$	支出完了 (予定) 月日	
地方文化芸術振興費補助金（文化庁活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援）	円	円	円	%		
休日の地域クラブ活動費等の支援						
地方公共団体の体制整備等						
平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応						
中学校における部活動指導員の配置支援						

※「支出済額B」欄は、「休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、中学校における部活動指導員の配置支援」については、国庫補助金額に相当する補助対象経費の実支出済額に 2/3 を乗じた数（1,000 円未満は切り捨て）を記入すること。

※「支出済額B」欄は、「平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応」については、国庫補助金額に相当する補助対象経費の実支出済額（1,000 円未満は切り捨て）を記入すること。

号
年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

補助事業者名
代表者職名

年度地方文化芸術振興費補助金（文化庁活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援））実績報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

(単位：円)

事業名	交付決定額 (計画変更後の額)	補助対象経費 A	収入控除額 (i、ivは除く) B	A－B	県補助額
地方文化芸術振興費補助金（文化庁活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援））	0	0	0	0	0
(内訳)					
休日の地域クラブ活動費等の支援	0	0		0	0
地方公共団体の体制整備等	0	0	0	0	0
平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応	0	0	0	0	0
中学校における部活動指導員の配置支援	0	0		0	0

担当課係名
担当者名

補助事業者名

年度地方文化芸術振興費補助金（文化庁活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援））額の確定通知書

年度地方文化芸術振興費補助金（文化庁活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援））の交付額について、補助金等の交付手続等に関する規則第 14 条により下記のとおり確定する。

記

	国庫補助金確定額
年度地方文化芸術振興費補助金（文化庁活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援））	円

なお、超過交付となった以下の金額については、地方文化芸術振興費補助金（文化庁活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援））交付要綱（令和 8 年 4 月 1 日決定）第 13 条第 3 項の規定により、 年 月 日までに返還することを命ずる。

	返還額
年度地方文化芸術振興費補助金（文化庁活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援））	円

令和 年 月 日

埼玉県知事

年 月 日

請 求 書

（宛先）
埼玉県知事

名 称
代表者役職名
代 表 者 氏 名

下記のとおり、請求します。

記

委託事業名 または 補助金等名	年度地方文化芸術振興費補助金（文化 活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活 動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日 も含めた地域展開等の加速化のための重点課題へ の対応及び中学校における部活動指導員の配置支 援））
契約額 または 交付決定額 （金額を変更した場合は変更後の金額を記載）	円
請求額	円

別紙様式 11（用紙は A 4 型とする。）「第 17 条関係」

第 号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

補助事業者名

年度地方文化芸術振興費補助金（文化部活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援））により取得した△△△△に係る財産処分の申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号） 7 条 3 項に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

【担当者連絡先】

部署名

担当者

連絡先（電話番号、メールアドレスを記載）

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 担保に供する処分 (抵当権の設定))

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名		④所在地	
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合)					
円					

3 経緯及び処分の理由

4 承認条件としての納付金 (有 無)

・→無の場合 (承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)

- 1 地方公共団体 (1)
- 2 地方公共団体以外の者 (1)→ (① ②ア ②イ ②ウ ②エ ③)

5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面（国庫補助対象部分、面積を明記したもの）、仕様書及び写真等
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・補助事業者の財務諸表及び抵当権設定後の返済計画（担保に供する処分の場合）
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

(1)「⑤補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。

(2)⑥～⑧については、補助対象財産が施設である場合のみ記載し、「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。

(3)「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

学校法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、「無」の場合においては、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

(1)当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。

(2)間接補助事業については、間接補助事業者からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。

(3)補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(4)その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

別紙様式 11－2（用紙は A 4 型とする。）「第 17 条関係」

第 号
年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

補助事業者名

年度地方文化芸術振興費補助金（文化部活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援））により取得した△△△△に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号） 7 条 3 項に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

【担当者連絡先】

部署名

担当者

連絡先（電話番号、メールアドレスを記載）

1 処分の種類 (転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名		④所在地	
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	

3 経緯及び処分の理由

--

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目(番号を○で囲む。)

・地方公共団体 → (1)① (1)② (2)

・地方公共団体以外の者 → (2)

5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)、仕様書及び写真等
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

(1)「⑤補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。

(2)⑥～⑧については、補助対象財産が施設である場合のみ記載し、「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。

(3)「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

学校法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目

承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

(1) 当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。

(2) 間接補助事業については、間接補助事業者からの財産処分報告書の写しを添付すること。

(3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

別紙様式12（第19条関係）

年度地方文化芸術振興費補助金（文化庁活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援））補助金調書

国			地方公共団体										備考
歳出予算科目	交付 決定額	補助率	歳入			歳出							
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫 負担金 相当額	支出 現額	うち国庫 負担金 相当額	翌年度 繰越金	うち国庫 負担金 相当額	
(組織) (項) (目)	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

(注) 1. 「地方公共団体」の科目は、歳入にあたっては、款、項、目、節を、歳出にあたっては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
2. 「予算現額」は、歳入にあたっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあたっては当初予算額、補正予算額、流用等増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 当該補助金に係る「額の確定」を受けたときは、備考欄に確定額を記入すること。